

秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準

1 秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準は、地球温暖化防止の観点より、当局における電気の需給契約に係る入札参加資格を定め、基準を次のとおりとする。

[基準]

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、

①令和5年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数

②令和5年度の未利用エネルギーの活用状況

③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況

④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

上記4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が基準（70点）以上（据切り方式）であること。

項目	基 準	点数
① 令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
⑤・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、以下に記載する「各用語の定義」を参照。

※ 開示に関して、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、

適切に開示したものとみなす。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が基準（70点）以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

「各用語の定義」

① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数

〔定義〕

「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

令和5年度の事業者全体の調整後排出係数または、令和5年度における事業者が秋田労働局に提供しようとしているメニューの調整後排出係数の数値（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況

〔定義〕

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値

（算定方式）

$$\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）} \\ \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（%）} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - a. 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - b. 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - a. 工場等の廃熱又は排圧
 - b. 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - c. 高炉ガス又は副生ガス
3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況

〔定義〕

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

（算定方式）

$$\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)} \\ \text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}}{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) は、次の a から e の合計値とする。ただし、a から e は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- a. 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端 (kWh)）
- b. グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)
- c. ジークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- d. 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- e. 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトランкиング付非FIT非化石証書の量 (kWh)

2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

〔定義〕

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可

能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。